山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

令和４年６月１７日　畜第８２８号－１
令和５年７月３日　畜第１３０３号－１
令和７年３月３１日　畜第３０４７号

（趣旨）

第１条　知事は、本県の畜産業の生産性の向上や効率化を進め経営基盤を強化するため、公益社団法人山梨県畜産協会（以下「協会」という。）が県内において畜産業を営む者及び飼料用作物等を生産する集団（以下「事業対象者」という。）の実施する山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業に要する経費を補助する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率等）

第２条　この補助金の補助対象事業、補助対象経費及び補助率は別表１のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第３条　協会の会長（以下「会長」という。）は、補助金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める日までに補助金交付申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金についての仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業対象者の場合は、これを減額し申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第４条　知事は、前条第１項の規定による補助金の交付申請について、その内容を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第２号）により会長あて交付決定の通知をするものとする。

（補助金の交付条件）

第５条　会長は、当該補助金の交付対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとするときは、あらかじめ変更

承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表１に定める軽微な変更を除く。

２　会長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

３　会長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

４　事業対象者は、この事業により取得した財産等について財産管理台帳（様式第５号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

５　知事は、第３条第２項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

６　知事は、第３条第２項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付）

第６条　知事は、補助金を補助事業が完了した日の属する年度の３月３１日までに精算払いとして交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

２　前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

３　補助事業の完了後、補助金の交付までがなされた日をもって、国庫補助事業としての完了日とする。

（実績報告）

第７条　会長は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第７号）により事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１箇月を経過した日又は交付決定をした年度の３月１０日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

２　会長は、第３条第２項ただし書により交付申請したときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　会長は、第３条第２項ただし書により交付申請したときは、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第８号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第８条　知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、会長あて補助金額確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

２　知事は、会長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２５日以内で知事が別に定める日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産処分）

第９条　事業対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して交付決定で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、機械設備の長寿命化支援において法定耐用年数が２年未満のものについては、財産処分制限期間は２年とする。

２　事業対象者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

３　知事は、第１項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第10条　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が５年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければいけない。

（その他）

第11条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和４年６月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。